

2022年度分関税割当輸入実績表（申告書）

年 月 日

申請者氏名 (名称)	フリガナ			
登記上住所又は個人事業者の現住所				
実際の営業所住所 (上記住所のほかに事業所がある場合)				
担当者氏名		電話番号	FAX	

(足・㎡)

割当物品		革靴	牛染	牛他	羊・やぎ	
数量	証明書番号	割当数量 (A)	通関数量 (B)	残数量 (A) - (B)	非該当数量(注5) (B)の内数	返納日
		2020年度	年度枠			
	保留枠					
	再割当					
	計					
2021年度	年度枠					
	保留枠					
	再割当					
	計					

(御提出にあたり、下記の申告及び注1～7、皮革・革靴の関税割当公表等を御確認ください。)

上記の関税割当証明書を使用した輸入通関の全ては（非該当数量を除く）、自己の営業のために「自ら輸入」したことに相違ないことを申告します。  
 また、申請受付後、申請のあった案件に関連する書類、帳簿、その他データの提出及び説明を求められた場合には、速やかにその求めに応じます。

- 注1 用紙の大きさは、A列4番とします。
- 注2 ※印の欄には、何も記載しないでください。
- 注3 この表は、割当物品ごとに作成してください。
- 注4 「割当数量」欄には、当初の割当数量を記載してください。変更があった場合には、当初の数量の下に、当初の数量から返納数量（返納数量が複数回ある場合はそれらの数量の和）を差し引いた数量をカッコ書きで記載してください。
- 注5 「非該当数量」欄には、通関数量のうち、提出することができない輸入許可通知書等や自ら輸入によるものではない輸入許可通知書等があった場合には、その数量を記載してください。  
 （原則、提出は初回通関にかかる輸入許可通知書等のみですが、2回目以降の輸入許可通知書等についても提出を求めることがあります。全ての通関分（証明書裏面の通関状況欄）を出力等し、保管してください）  
 「非該当数量」については、実績算定数量及び消化率算出の際に輸入通関数量とは、みなしませんので、後年度の割当数量が減少することがあります。予めご注意ください。
- 注6 2021年度の証明書の有効期間を延長している場合には、「通関数量」及び「残数量」欄は記載しないでください。
- 注7 審査等の結果、皮革・革靴公表に規定する「自ら輸入」と認められない場合は、証明書を発給しないことがあります。また、発給した証明書を発給時遡って無効とすることあり、証明書の返納を求めること等がありますので、適正な使用をお願いします。

※備考
-----